

## II. 憲法とILO 勧告に基づく労働基本権回復、民主的公務員制度確立を

- (1) 国家公務員、地方公務員の労働基本権を回復し、憲法に基づく民主的な公務員制度を確立すること。
- (2) 労働組合との誠実な交渉・協議のもと、「公務員への労働基本権の付与」を求めたILO 勧告に基づき、速やかに国家公務員、地方公務員の協約締結権を回復すること。
- (3) 消防職員については、他の地方公務員に遅れることなく、団結権・協約締結権を確立すること。
- (4) 労働組合活動への一方的な制限を行うことなく、組合事務所等の提供や、組合費のチェックオフ、交渉準備等の時間内活動など労働組合活動に必要な諸権利を拡充すること。
- (5) 恣意的な管理職職員等の拡大や「名ばかり管理職」を是正・縮小すること。
- (6) 憲法が規定する「全体の奉仕者」として、公務員が職務を遂行できるように、労働基本権の回復とともに「身分保障」を明確に規定すること。基本的人権としての政治的・市民的自由を完全に保障すること。当面、公務員の直接請求署名活動に刑事罰を定めた地方自治法第74条の4第5項は廃止するとともに、地方公務員の政治活動に対する刑事罰等の罰則強化は行わないこと。また、自治体の条例による政治活動の上乗せ規制は行わないこと。
- (7) 地方公務員制度について、「地方自治の本旨」に基づく「住民自治」「団体自治」と「地方分権」がいつそう拡充される制度改革を行うこと。国家公務員制度「改革」に縛られることなく、自治体の首長・議会・労働組合、住民の要望・意見を十分に尊重すること。
- (8) 地方公務員法は、地方自治法第1条及び第2条各項の趣旨に基づき、地方公務員制度の基本的枠組みを規定する基本法とし、地方自治の侵害となる過度の人事管理の規定を排除し、地方自治体の条例制定権の拡大を図ること。
- (9) 自治体行政のすべての段階・分野に職員の参加制度を確立すること。自治体内部の不正・違法な行為に対する「内部告発権」、不法・不当な職務命令に対する「意見表明権」、違法・不当、重大な瑕疵ある職務命令に従う義務のないこと等について、「内部告発者」等の保護を含めた法律や条例の整備を行うこと。
- (10) 地方公務員の賃金・労働条件の決定は、「労使自治」「法定主義」の原則を貫き、現行の人事委員会による給与・勤務条件の「勧告制度」を廃止すること。その上で、職員の任免・服務・分限・懲戒等を行う第三者機関としての「人事行政機関」を設置すること。
- (11) 地方公務員の「労働条件決定システム」は、ILO 条約・勧告・報告など、国際労働基準を最低基準として完全に保障すること。
- (12) 地方公務員の賃金水準・体系は、賃金の決定原則である「生計費原則」を基本に「ライフサイクルにあった生計費の保障」と「同一価値労働同一賃金」の原則を踏まえ設計すること。また、公務の中立性、専門性、安定性、継続性を確保する公務員制度の原則を踏まえるとともに、住民福祉の向上と暮らしを支える自治体業務を担う人材確保が可能な水準・体系とすること。地方公務員の賃金が、民間の賃金水準に影響を及ぼし、地域経済に大きな影響を持つことを十分考慮すること。
- (13) 「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営の原則」を維持すること。「均等待遇に基づく、任期の定めのない短時間一般職公務員制度」を確立すること。また、会計年度任用職員制度の導入等を理由とした正規職員の非常勤職員への置き換えは行わないこと。勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方公務員法・地方自治法の改正を速やかに実施すること。
- (14) 恒常的職務に携わる臨時・非常勤職員について、本人の希望に基づき、正規職員若しくは均等待遇に基づく、「任期の定めのない短時間一般職公務員制度」に任用替えすること。
- (15) 自治体に雇用される臨時・非常勤職員の雇用の安定を図ること。合理的理由のない雇い止めは行わないこと。期限を付けることに合理的理由がなく、職員を入れ替えることを目的とする「雇用の更新回数制限」は廃止すること。また、再度任用時には、「空白期間」を設定しないこと。

- (16) 災害等による公共交通機関の運休や道路の通行止め等の交通遮断により始業時間に間に合わなかった場合や出勤できなかつた場合には「風水震火災その他非常災害による交通遮断」を事由とする特別休暇を臨時・非常勤職員にも正規と同様に取得できるようにすること。
- (17) 臨時・非常勤職員への災害補償制度について、申請手続き・補償内容など正規職員との不合理な格差を是正するための制度改正をすること。
- (18) 労働安全衛生の管理体制について、臨時・非常勤職員も対象とした体制改善を行い、臨時・非常勤職員を対象としていない規則・規定または要綱等については、改正すること。また、ストレスチェックについて、非正規雇用を含めすべての職員を対象に実施するとともに、事業主負担で面接指導が行うこと。
- (19) 任期付職員制度の要件緩和・改悪は行わないこと。任期付職員、任期付短時間職員制度は自治体に導入しないこと。条例化にあたっては、労働組合と十分な協議を行うこと。
- (20) 政・財・官（公）の癒着と腐敗の構造を一掃する公務員制度改革とするために、高級官僚の企業・団体への「天下り」を禁止し、「官民交流」の名による民間企業等からの政治的・恣意的任用を行わないこと。